

**CDS 清算基金所要額の算出方法の見直しに伴う
CDS 清算基金所要額に関する規則の一部改正について**

I. 改正趣旨

FMI 原則の追加ガイダンス等において、清算基金のストレステストでは、ストレスリスク額から控除可能な当初証拠金について、預託済み、かつ、余剰分を除く額が適切とされていることを踏まえ、CDS 清算基金所要額の算出における担保超過リスク額の計算方法を変更する。併せて、CDS 清算基金制度を精緻化する観点から、CDS 清算基金所要額の算出方法を見直すこととし、CDS 清算基金所要額に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

○CDS 清算基金所要額の算出方法の見直し

- ・CDS 清算基金所要額は、ストレス時想定損失負担額と 1 億円のいずれか大きい額とし、CDS 清算基金基礎基準額の算出は廃止する。
- ・ストレス時想定損失負担額は、CDS 清算基金算出日における担保超過リスク額上位 2 社の合計額を、各清算参加者の当初証拠金引上げ措置を行う前の当初証拠金所要額に応じて按分した額とする。
- ・担保超過リスク額は、CDS 清算基金算出日における各清算参加者のストレス時リスク相当額から当初証拠金の引上げ措置を行った後の当初証拠金所要額と当初証拠金預託額のいずれか小さい額を差し引いた額とする。

(備 考)

- ・CDS 清算基金所要額に関する規則 別表

III. 施行日

2023 年 5 月 22 日から施行する。

以 上

CDS 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 CDS 清算基金所要額の算出に関する表 1 各清算参加者に係るCDS 清算基金所要額は、CDS 清算基金算出日（CDS 清算基金所要額の算出を行う日をいう。以下同じ。）における<u>ストレス時想定損失負担額又は1億円のうちいずれか大きい額とする。</u> (削る) (削る)	別表 CDS 清算基金所要額の算出に関する表 各清算参加者に係るCDS 清算基金所要額は、CDS 清算基金算出日（CDS 清算基金所要額の算出を行う日をいう。以下同じ。）において、次のaに定めるCDS 清算基金基礎基準額とbに定めるストレス時想定損失負担額のうちいずれか大きい額（これらの額がいずれも1億円を下回る場合には1億円）とする。 a CDS 清算基金基礎基準額は、次の計算式により算出される額とする。なお、当該計算式における用語の意義は、次の(a)から(c)に定めるとおりとする。 <u>CDS 清算基金基礎基準額＝CDS 清算基金算定基準期間における（当初証拠金基準額＋変動証拠金基準額）の99％カバー最小値</u> (a) 当初証拠金基準額とは、当該各清算参加者の当初証拠金所要額合計額（当該各清算参加者のCDS 清算基金算定基準期間に属する各当社営業日における清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額及び清算約定（委託分）に係る当初証拠金所要額の合計額をいう。以下この(a)において同じ。）から当該各清算参加者の前当社営業日における当初証拠金所要額合計額を差し引いた額（当該額が負数となる場合は、0とする。）をいう。 (b) 変動証拠金基準額とは、当該各清算参加者の変動証拠金所要額合計額（当該各清算参加者のCDS 清算基金算定基準期間に属する各当社営業日における清算約定（自己分）に係る変動証拠金所要額及び清算約定（委託分）に係る変動証拠金所要額の合計額（当該額が負数となる場合は、0とする。）をいう。）をいう。 (c) CDS 清算基金算定基準期間とは、対応するCDS 清算基金算出日の6か月前の応当日（応当日が存在しない場合又は休業日に当たる場合には、その直前の当社営業日）から当該CDS 清算基金算出日までの期間をいう。 (d) 99％カバー最小値とは、対象となる数値について、一の数値以下の数値の個数が、対象となるすべての数値の個数の100分の99以上となる場合の当該数値のうち最小の数値をいう。 b ストレス時想定損失負担額は、対応するCDS 清算基金算出日の1か月前の応当日（応当日が存在しない場合又は休業日に当たる場

合には、その直前の当社営業日）から当該CDS清算基金算出日までの期間に属する各当社営業日における清算参加者の担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額の平均額を、当該CDS清算基金算出日における当該各清算参加者の当初証拠金所要額（業務方法書第29条の規定により当初証拠金所要額の引上げ措置を受けている清算参加者については、当該引上げ措置を行う前の当初証拠金所要額）に応じて按分した額とする。なお、このbにおいて「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の当該期間に属する各当社営業日における自己取引口座及び各委託取引口座（当社が業務方法書第59条第6項の規定により区分口座を設定している場合には、区分口座）ごとの清算約定に係るストレス時リスク相当額（CDS取引に係る価格の極端な変動により、当該清算約定から当該清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。）から当該清算参加者の当該当社営業日の当該自己取引口座及び各委託取引口座に係る当初証拠金所要額を差し引いた額（当該額が負数となる場合は、0とする。）を、すべての当該自己取引口座及び各委託取引口座について合算した額をいう。

（新設）

2 前項に規定するストレス時想定損失負担額は、CDS清算基金算出日における清算参加者の担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額を、当該CDS清算基金算出日における当該各清算参加者の当初証拠金所要額（当初証拠金所要額の引上げ措置を受けている清算参加者については、当該引上げ措置を行う前の当初証拠金所要額）に応じて按分した額とする。なお、「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の当該CDS清算基金算出日における自己取引口座及び各委託取引口座（当社が業務方法書第59条第6項の規定により区分口座を設定している場合には、区分口座）ごとの清算約定に係るストレス時リスク相当額（CDS取引に係る価格の極端な変動により、当該清算約定から当

該清算参加者に生じ得る損失に相当する額をい
い、当社が通知により定める方法により算出
するものをいう。) から当該清算参加者の当該
当社営業日の当該自己取引口座及び各委託取引
口座に係る当初証拠金所要額（当初証拠金所要
額の引上げ措置を受けている清算参加者につ
いては、当該引上げ措置を行った後の当初証
拠金所要額）又は当初証拠金預託額のうちい
ずれか小さい額を差し引いた額（当該額が負
数となる場合は、0 とする。）を、すべての
当該自己取引口座及び各委託取引口座につ
いて合算した額をいう。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月22日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年5月22日以後の当社が定める日から施行する。